屋外広告物のしおり

~ 「美しいやまぐちづくり」に向けて~

近年、安全で快適な生活への要望が高まりつつあります。このような中で、屋外広告物は単に情報の媒体の手段ではなく、景観との調和が重要になっています。

また、屋外広告物は、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって、落下、 倒壊し、公衆に危害を与えるおそれもあります。

屋外広告物の規制は、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という観点から、 屋外広告物法で規制の基準を定め、山口県屋外広告物条例及びこれに基づく規則、告示等により実施されています。

屋外広告物に携わる方は、ルールを守って、「美しいやまぐちづくり」に努めましょう。

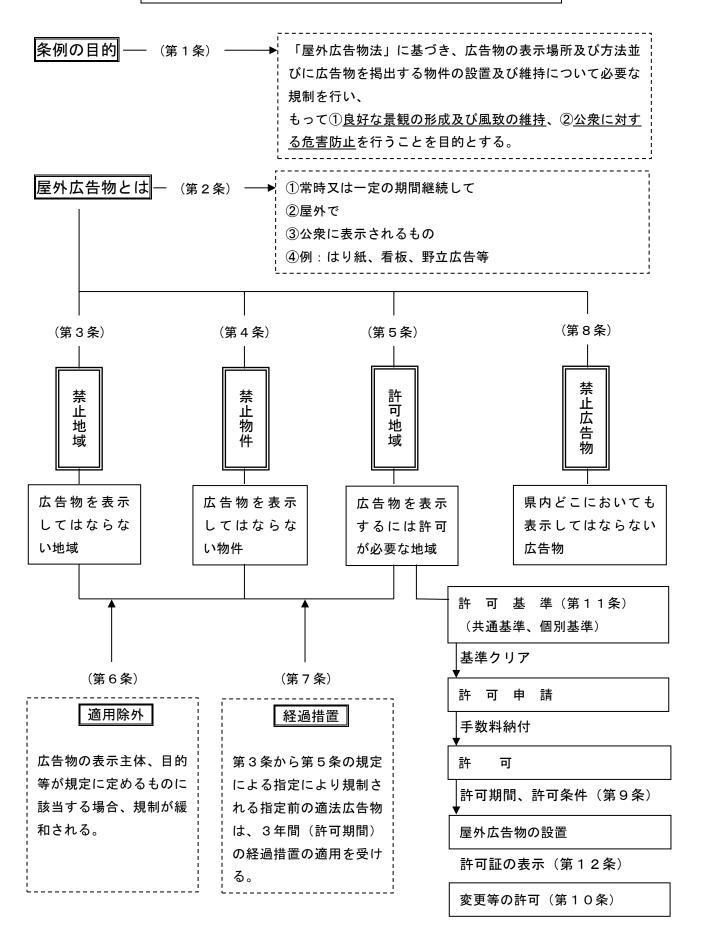
令和5年4月

山口県土木建築部都市計画課

目 次

■山口県屋外広告物条例の概略	1
■屋外広告物とは	3
■禁止地域・禁止物件・許可地域・禁止広告物	4
■禁止地域例	5
■道路・鉄道規制概略図	6
■電柱・街灯柱で知事が指定する禁止物件	7
■適用除外広告物	8
■許可申請の手続き	9
■安全点検の実施等	1 1
■許可基準	1 2
■許可手数料	2 2
■許可期間	2 2
■設置者・管理者の義務	2 3
■違反広告物に対する措置	2 3
■屋外広告業とは	2 4
■屋外広告業の登録	2 4
■登録の拒否	2 5
■業務主任者の設置	2 5
■登録の取消し、営業の停止	2 5
■標識の掲示及び帳簿の備付け	2 6
■屋外広告業者登録簿等	2 6
■罰則の適用	2 6
■申請・届出 ·······	2 7
■屋外広告物担当窓口	2 7
■屋外広告業担当窓口	2 8

山口県屋外広告物条例の概略



屋外広告物設置者等の義務

①許可証の表示(第12条):許可を受けた広告物に許可証を貼付する。

②管理義務(第13条):広告物を常に良好な状態で保持しなければならない。

③点検義務(第13条の2):はり紙等を除く広告物については点検を行わなければならない。

④除却義務(第14条):許可期間の満了や許可が取り消されたとき等には広告物を除却する。

⑤管理者の設置(第18条の2):許可を受けた広告物には管理者を設置しなければならない。

⑥管理者等の届出(第19条) :広告物を管理する者を置いたとき、広告物の滅失、設置者・管理者の氏名

等の変更の場合には知事へ届け出る。

⑦効力の継承(第18条):設置者・管理者の変更があった場合、従前の処分、手続き等の効力は承継

される。

許 可 の 取 消 し

許可条件違反、変更許可違反、措置命令違反、虚偽又は不正による許可はこれを取り消すことができる。 (第16条)

違反広告物に対する措置

①措置命令(第15条):禁止広告物の規定、管理義務の規定に違反している場合、改善、修繕等の必

要な措置を命ずることができる。

②除却命令(第17条):禁止地域の規定、禁止物件の規定、許可地域の規定、除却義務の規定、措置

命令の規定に違反している場合、除却を命ずることができる。

立 入 検 査 等

条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者・管理者に対し報告・資料の提出を求め、土地・ 建物に立ち入り質問・検査することができる。(第17条の8)

屋外広告業の登録

①登録制度(第22条): 県内において屋外広告業を営もうとする者は知事の登録を受けなければならない。

②業務主任者の選任等:屋外広告業者は、その営業所ごとに業務主任者を選任し、広告物の表示等に (第24条) 関する法令の規定の遵守に関する業務等を行わせなければならない。

告 示 等

①告示(第21条) : 禁止地域、許可地域等知事が指定するものの指定、変更及び廃止は告示に

よる。

②屋外広告物審議会へ : 禁止地域、許可地域等の指定・変更・廃止、許可基準等の設定・変更をしの諮問(第20条) ようとするときは、屋外広告物審議会の意見をきかなければならない。

③講習会の開催(第23条) : 広告物に関する知識修得のため講習会を開催する。

④指導・助言・勧告:屋外広告業を営む者への指導、助言及び勧告ができる。

(第25条)

罰則

条例違反者には罰則の適用(第28条~第33条)

屋外広告物とは

次の四つの要件をすべて満たしているもの

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- 2 屋外で表示されるものであること。
- 3 公衆に表示されるものであること。
- 4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

すなわち、建物などの外で、様々な人に向かって表示されているポスター、立看板、広告板、 広告塔などのことをいいます。このなかには、通常の商業広告はもちろん、公共広告や個人の表 札も含まれます。

屋外広告物の種類及び定義

屋外広告物の種類	屋 外 広 告 物 の 定 義 等
1 はり紙及びこれに類	紙又はビニール製のもので、建物その他の工作物に表示するポス
するもの	ター及びビラ並びにこれらに類するもの
2 立 看 板	布及び木製又は金属製のもので、建物その他の工作物に立てかけ
	るもの
3 広告幕及びこれに類	布製のもので、建物その他の工作物を利用して懸垂する懸垂幕、
するもの	道路を横断して空中に掲出する横断幕並びにこれらに類するもの
4 気 球 広 告	気球を利用し、空中に掲出して広告するもの並びにこれに類する
	もの
5 電柱若しくは街灯柱	電柱又は街灯柱に広告板を突き出して掲出するもの並びに巻き付
を利用する広告物又は	け又は直塗りされたもの
これを掲出する物件	
6 1から5までに掲げる	るもの以外のはり札その他の広告物又は広告物を掲出する物件
(1) は り 札	木製、金属製又は合成樹脂製のもので、建物その他の工作物に表
	示する広告物で、その外かく面積が0.1mg以下のもの
(2) 広 告 板	建物その他工作物に取り付け、又は独立して建植し設置される広
	告物
(3) 広 告 塔	独立して設置される塔形又は立体的なもの並びにこれらに類する
	もの
(4) アーチ広告	道路を横断し、建植して空中にアーチ状に掲出される広告物並び
	にこれに類するもの
(5) 電飾、電光広告	電球又はネオン管を使用し、これらの光の点滅、明暗により文字
	又は形象を表現する装置のもの並びにこれらに類するもの
(6) 照明付広告	電球その他の光により広告物を照明する装置を伴うもの

禁止地域

次の地域・場所では、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 1 都市計画法により定められた風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区の うち、知事が指定する地域
- 2 文化財保護法により重要文化財・国宝に指定された建造物の周囲、重要有形民俗文化財に 指定された物件の周囲、史跡等・特別天然記念物に指定された地域のうち、知事が指定する 地域
- 3 山口県文化財保護条例により有形文化財・有形民俗文化財に指定された建造物の周囲、史 跡等に指定された地域のうち、知事が指定する地域
- 4 森林法により指定された風致保安林の地域のうち、知事が指定する地域
- 5 道路又は鉄道の知事が指定する区間
- 6 道路又は鉄道から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域
- 7 都市公園法に規定する都市公園
- 8 湖沼、渓谷又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 9 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 10 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の 建造物並びにその敷地

禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 1 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- 2 街路樹
- 3 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上のさく、駒止め及び里程標
- 4 電柱又は街灯柱で、知事が指定するもの
- 5 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら
- 6 銅像、神仏像及び記念碑

許可地域

次の地域で広告物を表示・設置するには、原則としてその地域を管轄する土木建築事務所又は市町の許可が必要です。

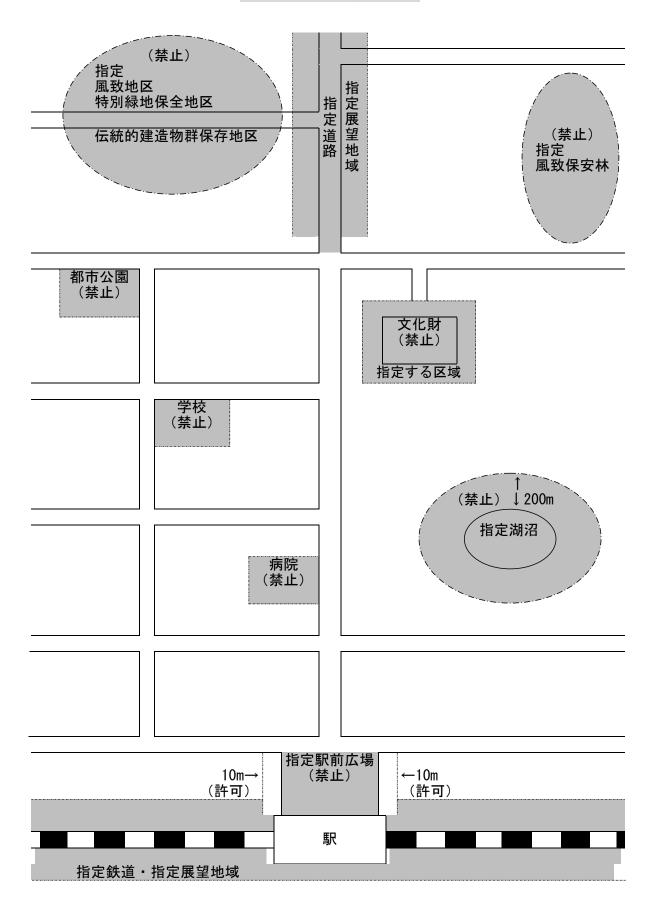
- 1 道路又は鉄道の知事が指定する区間
- 2 道路又は鉄道から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域
- 3 駅前広場及びその付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 4 上記のほか、公衆に対する危害を防止するため知事が指定する地域

禁止広告物

次に掲げる広告物は、県内どこでも表示・設置することができません。

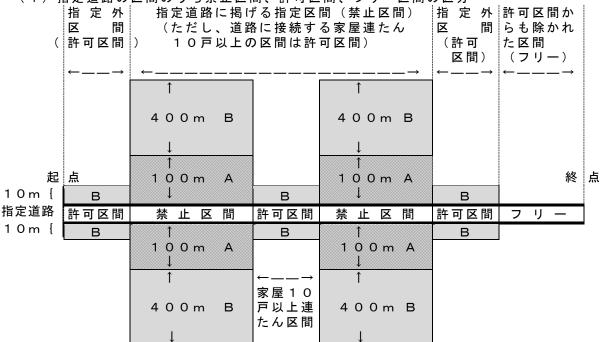
- 1 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 2 著しく破損し、又は老朽したもの
- 3 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- 4 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止地域例



道路規制概略図

- 1 一般国道、県道の場合
 - (1) 指定道路の区間のうち禁止区間、許可区間、フリー区間の区分



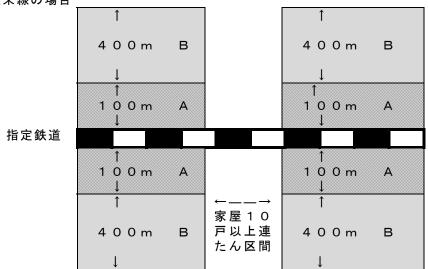
(2) 指定道路から展望することができる地域のうち禁止地域、許可地域の区分

禁止地域 A 許可地域 B

- 2 中国縦貫自動車道、関門自動車道、山陽自動車道の場合
 - (1)全区間禁止区間(ただし、家屋10戸以上連たん区間は許可区間)
 - (2)展望できる地域 禁止区間の両側 5 0 0 m以内は禁止地域 禁止地域の両側 5 0 0 m以内は許可地域 許可区間の両側 1 0 m以内は許可地域

鉄道規制概略図

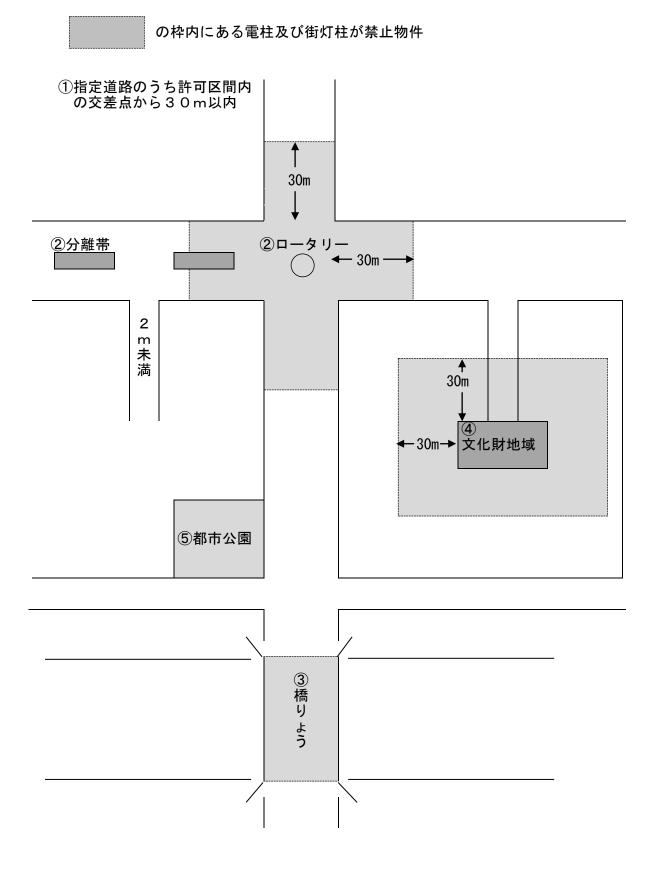
1 在来線の場合



指定鉄道から展望することができる地域のうち禁止地域、許可地域の区分 禁止地域 A 許可地域 B

- 2 山陽新幹線の場合
 - (1)展望できる地域 指定区間の両側500m以内は禁止地域 禁止地域の両側500m以内は許可地域
 - (2) 家屋10戸以上連たん区間に接続する地域はフリー

電柱及び街灯柱で知事が指定する禁止物件



適用除外広告物

次の広告物については、禁止地域や禁止物件、許可地域の規制の適用が除外されます。

広告物の種類	禁止 地域	禁止 物件	許可 地域	適用除外基準
1 法令の規定により表示・掲出するもの	0	0	0	
2 国又は地方公共団体が公共的目的をも	0	0	0	
って表示・掲出するもの				
3 公職選挙法によるポスター、立札等又	0	0	0	
はこれらを掲出する物件				
4 国及び地方公共団体以外の者が公共的	0	0	0	1 許可の共通基準に該当
目的をもって表示・掲出するもの				2 表示面積が5㎡以下
				3 広告主名、スポンサー名等の表示面積は、
				上記面積の5分の1以下
				4 表示・設置数は同一内容につき1個
5 公益上必要な施設又は物件で知事が指	0	0	0	1 知事が指定するもの
定するものに寄贈者名等を表示・掲出す				・国旗掲揚塔(台及び柱状のものを含む。)
るもの				・時計塔(台及び柱状のものを含む。)
				・噴水施設 ・交通信号機
				・都市公園並びにこれに準ずる公園に設置
				されたベンチ、くずかご及び照明施設
				・バス停留所標示施設
				・一般国道及び県道に設置された街灯柱
				2 寄贈者名等の面積が、物件に対向した場合
				の面積の5分の1以下でかつ0.5㎡以下
				3 寄贈者名等の表示数は、1施設又は1物件
				につき、原則として1個
6 管理用広告物	0	0	0	自己の管理する土地、建物その他の物件に
				管理上の必要に基づき表示・掲出するもの
7 自家用広告物	0	×	0	1 自己の氏名、名称等又は自己の事業の内容
	(★)		(★)	等を表示するため、自己の住所又は事業所、
				営業所若しくは作業場に表示・掲出するもの
				2 許可の共通基準に該当
				3 表示面積が禁止地域では5㎡以下、許可地
				域では10㎡以下(超える場合は要許可)
8 講演会等の催物のため会場敷地内に表	0	×	0	
示・掲出するもの				
9 一時的に表示・掲出するもの	0	×	0	1 許可の共通基準に該当
				2 表示・設置期間が10日以内
				3表示・設置年月日並びに表示・設置者又は
				管理者の住所及び氏名が明示されたもの
10 移動広告物	0	×	0	人、動物、車両若しくは船舶に表示・掲出するもの
11 案内誘導広告(要許可)	Δ	×	_	案内誘導広告の許可基準を満たすもの→p21
12 電柱又は街灯柱を利用する突出広告、	Δ	•	-	電柱又は街灯柱を利用する広告の許可基準を
巻付広告並びに直塗広告(要許可)				満たすもの(▲及び駅前広場に表示するもの
				は照明施設が必要)→ p 15

≪注 凡例≫

- 〇:表示·設置可能 ×:表示·設置不可
- ★:一定の表示面積を超える場合は、許可を受けることにより表示・設置可能
- Δ:許可を受けることにより、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区、道路・鉄道の区間、道路・鉄道展望地域、湖沼、駅前広場に限り表示・設置可能
- ▲:許可を受けることにより、禁止物件として指定された電柱・街灯柱について表示・設置可能

許可申請の手続

許可地域において屋外広告物を表示・掲出する場合には、適用除外広告物を除き、次に掲げる書類を管轄の土木建築事務所又は市町に提出して許可を受けてください。

禁止地域において許可を受けることができる屋外広告物を表示・掲出する場合について も同様の手続となります。

なお、申請に際しては許可手数料が必要です。

【新規の場合】

- 1 屋外広告物許可申請書
- 2 添付書類
 - (1) 形状、寸法、色彩、意匠、構造(工作物等を利用するものにあっては、構造及び当該工作物等との関係)、地上からの高さ等を示した模写図(はり紙又はこれに類するものにあっては、現物)
 - (2) 表示又は設置の場所を示した見取図
 - ア 野立て物件にあっては、表示又は設置の場所を示し、道路又は鉄道等からの距離及び最寄りの野立て物件までの距離を記入してください。
 - イ 案内誘導広告(条例第6条第3項物件)にあっては、表示又は設置の場所を示し、禁止地域から自己の住所等までの距離及び道路法第3条の道路と当該道路から自己の住所等に至る道路との交差点から当該案内誘導広告までの距離を記入すること。
 - (3) 申請物件に係る安全点検報告書
 - ※以下の広告物を除く
 - ①新たに設置するもの
 - ②点検不要広告物(はり紙類、立看板、広告幕類、気球広告、はり札、電柱等 広告のうち巻付け広告・直塗り広告、壁面等に描かれたもの)

【許可の更新の場合】

- 1 屋外広告物許可更新申請書(許可期間満了の10日前までに申請)
- 2 添付書類

申請物件に係る安全点検報告書(点検不要広告物を除く)

【許可広告物を変更・改造する場合】

- 1 屋外広告物変更·改造許可申請書
- 2 添付書類
 - (1) 変更又は改造後の形状、寸法、色彩、意匠、構造(工作物等を利用するものにあっては、構造及び当該工作物等との関係)、地上からの高さ等を示した模写図(はり紙又はこれに類するものにあっては、現物)
 - (2) 申請物件に係る安全点検報告書(点検不要広告物を除く)

【その他の手続】

広告物によっては、他法令の許可等の手続が必要な場合があります。

- 1 個人や会社等の所有物、公共の施設などに広告物を掲出する場合には、あらかじめ、 その土地・物件の所有者や管理者等の同意を得る必要があります。
- 2 他法令により手続が必要な場合
- (1) 掲出広告物の高さが4mを超える場合 工作物の確認(建築基準法)→窓口は市町の建築担当課
- (2)広告物を道路上に掲出する場合道路占用の許可(道路法)→当該道路の道路管理者道路使用の許可(道路交通法)→所轄警察署
- (3) その他景観条例に基づく届出など、許認可等の手続が必要な場合がありますので、それぞれ確認してください。

安全点検の実施等

設置された屋外広告物の安全確保を図るため、設置者等はその物件の安全点検を行わなければなりません。

【対象物件】

はり紙類等(※)を除くすべての屋外広告物

※はり紙類等:はり紙及びこれに類するもの、立看板、広告幕及びこれに類するもの、 気球広告、はり札、電柱又は街灯柱を利用する広告物(巻付け広告、直塗り広告に 限る。)並びに壁面等に描かれたもの

【点検の実施】

- 1 物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検し、安全点検報告書(別記第7号様式の2)を作成してください。
- 2 その他詳細は「山口県屋外広告物点検実施要綱」を参照してください。

【点検実施者】

許可物件の点検は以下に定める者が行う必要があります。

- 屋外広告士
- •一級、二級建築士
- 特定建築物調査員
- ・その他知事が認める者 (=一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人 日本サイン協会が主催する屋外広告物点検技能講習修了者)

【点検結果の報告】

許可申請(更新、変更許可申請も含む)時には、申請を行う3か月以内に行った点検の結果を、安全点検報告書により報告しなければなりません。

※新しく設置しようとする屋外広告物に係る許可申請の場合は報告不要

許可基準

許可広告物の共通基準

(許可を要する広告物の共通の許可基準)

- 1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。
- 3 美観風致上次の事項に該当するものであること(自家用広告物を除く)。
 - (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 - (2) 原則として螢光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
 - (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
- 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

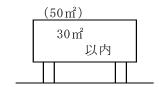
許可広告物の個別基準

I自家用広告物以外の広告物

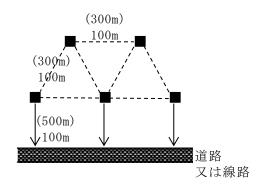
- 1 野立ての広告物及び広告物を掲出する物件
- (1) 高架の道路又は鉄道等の下の土地
 - ア 表示面積 (広告物に対向した場合の空間面積を含む。) は、30 m以下であること。
 - イ 高さは、5m以下であること。
 - ウ 原則として道路又は鉄道等に平行に表示し、又は設 置するものであること。
- (2) 高速自動車国道又は山陽新幹線から展望することができる地域
 - ア 広告物相互間の距離は、300m 以上であること。ただし、高速自動車国道又は山陽新幹線のうち、10 戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。
 - イ 表示面積(広告物に対向した場合の空間面積を含む。)は、50 m以下であること。
 - ウ 高さは、広告塔にあっては 30m 以下、広告板にあっては、10m 以下であること。ただし、市街地(条例第 5条第1号の規定により指定された高速自動車国道又は山陽新幹線の区間に接続する両側それぞれ 10m 以内の地域をいう。)にあっては5m以下であること。
 - エ 原則として高速自動車国道又は山陽新幹線に平行に 表示し、又は設置するものであること。
- (3) 道路(高速自動車国道を除く。) 又は鉄道(山陽新幹線を除く。) から展望することができる地域
 - ア 広告物相互間の距離は、100m 以上であること。ただし、道路(高速自動車国道を除く。)又は鉄道(山陽新幹線を除く。)のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。
 - イ 表示面積(広告物に対向した場合の空間面積を含む。)は、30 m以下であること。
 - ウ 高さは、主要構造が金属製のものにあっては 15m 以下、木製のものにあっては、10m 以下であること。ただし、市街地(条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間に接続する両側それぞれ 10m 以内の地域をいう。)にあっては5m以下であること。
 - エ 原則として道路又は鉄道に平行に表示し、又は設置 するものであること。

(次の広告物の、それぞれの許可基準)

• 表示面積



広告物相互間の距離



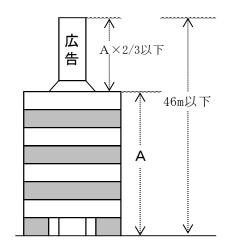
() は高速自動車国道又は新幹線の場合

2 建築物を利用する広告物(立看板、広告幕及びこれに類 するもの並びに気球広告を除く。) 及び広告物を掲出する 物件

(1)屋上に表示し、又は設置するもの

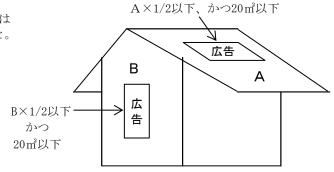
ア 高さは、その建築物の高さの3分の2以下で、かつ、 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の上端まで の高さは、46m以下であること。

- イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。 ウ 表示し、又は設置する数は、建築物一むねにつき、 原則として1個であること。



(2)壁面又は屋根面に密着するもの

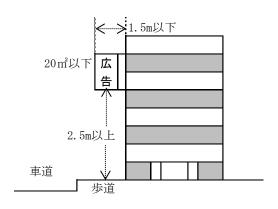
ア 表示面積は、当該広告物に対向した場合の壁面又は 屋根面の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。 イ 壁面又は屋根の端から突き出さないものであるこ



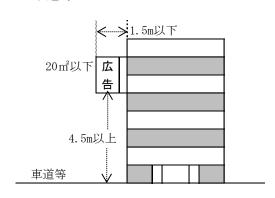
(3)壁面に密着しないもの

- ア 突出し幅は、壁面から 1.5m 以下であること。
- イ 表示面積は、20 m²以下であること。
- ウ 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端ま での高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と 車道の区別のない道路(以下「車道等」という。)上 では 4.5m 以上であること。

• 歩道上

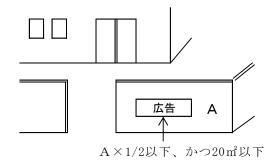


• 車道等



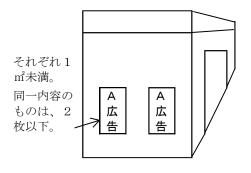
3 へい広告及びかき広告

表示面積は、当該広告物に対向した場合のへい又はかきの面積の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。



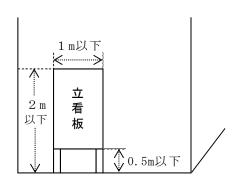
4 はり紙及びこれに類するもの

- (1)表示面積は、原則として1㎡未満であること。
- (2) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下であること。



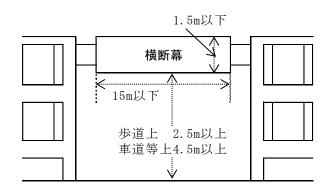
5 立看板

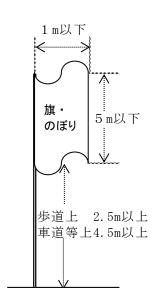
- (1) 大きさは、縦2m以下、横1m以下であること
- (2) 脚部の高さは、0.5m以下であること。
- (3) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



6 広告幕及びこれに類するもの

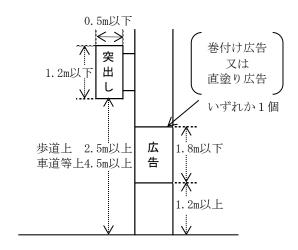
- (1) 横断幕及びけんすい幕は、幅 1.5m 以下、長さ 15m 以 下であること。
- (2) 旗、のぼり等は、縦5m以下、横1m以下であること。
- (3) 地上から広告幕又はこれに類するものの下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5m 以上であること。





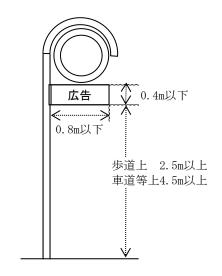
7 電柱又は街灯柱を利用する広告物(立看板を除く。)及 びこれを掲出する物件

- (1)表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。 ア 突出し広告
 - (ア) 大きさは縦 1.2m、横 0.5m 以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上 では4.5m以上であること。
 - (ウ)取付けの方向は、道路上では、原則として道路の 中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に 向けるものであること。
 - イ 巻付け広告及び直塗り広告
 - (ア) 長さは1.8m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。



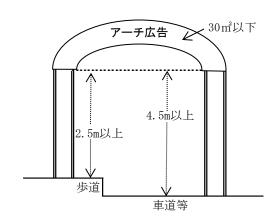
8 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦 0.4m、横 0.8m以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5m 以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



9 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 表示面積は、30 m²以下であること。
- (2) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (3) 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端まで の高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と車道 の区別のない道路上では 4.5m 以上であること。



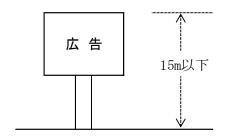
10 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

Ⅱ 自家用広告物

1 野立ての広告物及びこれを掲出する物件

高さは、15メートル以下であること。

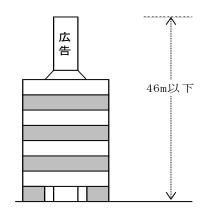


2 建築物を利用する広告物及びこれを掲出する物件

(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

ア 地上から広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、46メートル以下であること。

イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。



(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

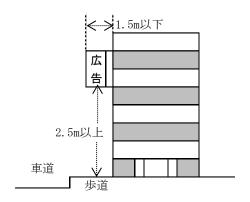
壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。

(3) 壁面に密着しないもの

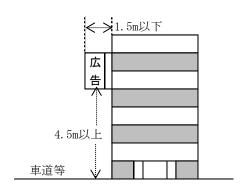
ア 突出し幅は、壁面から 1.5 メートル以下であること。

イ 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。

• 歩道上

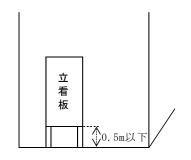


• 車道等



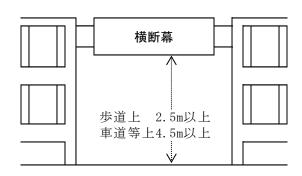
3 立看板

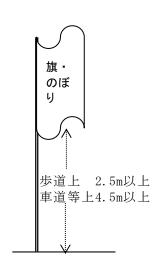
- (1) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
- (2) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



4 広告幕及びこれに類するもの

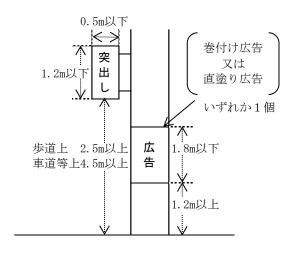
地上から広告幕又はこれに類するものの下端までの高さは、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。





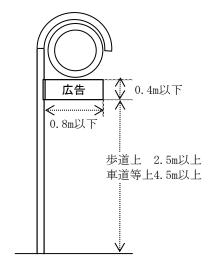
5 電柱又は街灯柱を利用する広告物(立看板を除く。)及 びこれを掲出する物件

- (1)表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。 ア 突出し広告
 - (ア) 大きさは縦 1.2m、横 0.5m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上 では4.5m以上であること。
 - (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。
 - イ 巻付け広告及び直塗り広告
 - (ア) 長さは1.8m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。



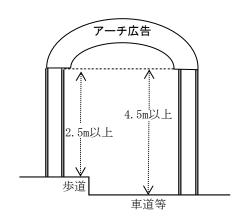
6 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦 0.4m、横 0.8m 以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5m 以上であること。
- (4)取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



7 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (2) 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの 高さは、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩道と 車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であるこ と。



- 8 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類する ものによる広告物及び広告物を掲出する物件
- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

【参考:許可基準一覧表】

I 共通基準

自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準
1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。	1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。 (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。 (2) 原則として螢光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。 (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。 (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。 (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

Ⅱ 屋外広告物の種別ごとの許可基準

広告物の種別等		等	自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準			
		面積		30㎡以下			
	高架下	高さ		5m以下			
	その他			原則として道路等と平行に表示			
		面積		50㎡以下			
野	高速·新幹線	高さ	広告塔:30m以下 広告板:10m以下 市街地:5m以下				
立て		その他	高さ:15m以下	相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示			
		面積		30㎡以下			
	一般道路等	高さ		金属:15m以下 木製:10m以下 市街地:5m以下			
		その他		相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示			
		面積	基準なし	基準なし			
	屋上	高さ	地上から物件の上端までが46m以下	建築物の高さの2/3以下かつ 地上から物件の上端までが46m以下			
7.=		その他	建築物の壁面から突き出さない	建築物一むねにつき、原則1個 建築物の壁面から突き出さない			
建築	B+	面積	基準なし	壁面等の1/2以下かつ20㎡以下			
物	壁面・屋根 (密着するもの)	高さ	基準なし	基準なし			
利用	(田畑) (田畑)	その他	壁面等の端から突き出さない	壁面等の端から突き出さない			
/ ///		面積	基準なし	20㎡以下			
	壁面(密着しないもの)	高さ	歩道上:地上から広告物の下端までが2.5m 以上 車道等:同4.5m以上	歩道上: 地上から広告物の下端までが2.5m以 上 車道等: 同4.5m以上			
		その他	突出し幅: 壁面から1.5m以下	突出し幅:壁面から1.5m以下			
		面積		へい等の1/2以下かつ20㎡以下			
	塀·垣	高さ	基準なし	基準なし			
		その他		基準なし			
		面積		原則1㎡未満			
	貼り紙	高さ	基準なし				
		その他		同一内容のものは1か所につき2枚以下			
		面積	基準なし	縦2m以下、横1m以下			
	六手 七	高さ	脚部0.5m以下	脚部0.5m以下			
	立看板		定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直			

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準			
	面積	基準なし	幅1.5m以下、長さ15m以下			
横断幕等	高さ	歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上	歩道上: 広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等: 同4.5m以上			
	その他	基準なし	基準なし			
	面積	基準なし	縦5m以下、横1m以下			
広告旗等	高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等: 同4.5m以上	歩道上: 広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等: 同4.5m以上			
	その他	基準なし	基準なし			
+ 13		電柱等1本につき、突出し広告1個及び巻付け	広告又は直塗り広告のいずれか1個			
六 造		支柱類には設置しないこと				
	面積	縦1.2m以下、横0.5m以下				
突出し電	高さ					
	その他	原則として道路の中心線に対し反対の方向かつ中心線に直角に向けること				
	面積	長さ1.8m以下				
巻付け及び直塗り高さ		広告物の下端が地上から1.2m以上				
	その他	基準なし				
	面積	縱0.4m以下、橫0.8m以下				
消火栓高さ		歩道上: 広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等: 同4.5m以上				
	その他	設置する数は1本につき1個、取付位置は標識版の下部、取付方向は標識板と同一				
	面積	基準なし	30㎡以下			
アーチ等	高さ	 歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上	歩道上: 広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等: 同4.5m以上			
	その他	文字等は骨組みからはみださない	文字等は骨組みからはみださない			
	横断幕等 広告旗 共通 ツ おけひで直塗り	横断幕等 面積 高さ その他 本の他 画積 大の他 高さ その他 石の他 参付け及び直塗り 高さ その他 百積 消火栓 百0 高さ その他 方の他 百歳 その他 百歳 アーチ等 高さ	横断幕等 画積 基準なし 歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上 その他 基準なし 歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上 車道等:同4.5m以上 車道等:同4.5m以上 車道等:同4.5m以上 電柱等1本につき、突出し広告1個及び巻付け 支柱類には設置しないこと 縦1.2m以下、横0.5m以下 歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上 その他 原則として道路の中心線に対し反対の方向か 面積 長さ1.8m以下 広告物の下端が地上から1.2m以上 その他 基準なし 極0.4m以下、横0.8m以下 歩道上:広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等:同4.5m以上 表のし 表では、広告物の下端が地上から2.5m以上 東道等:同4.5m以上			

[※]電柱等広告、消火栓広告は自家用広告物、一般広告物ともに共通の基準

注)表中「一般広告物」とは自家用広告物以外の広告物又は広告物を掲出する物件のことをいう。

[※]自家用広告物については、禁止地域:5㎡以下、許可地域:10㎡以下のものは許可不要(適用除外)

案内誘導広告の許可基準

① 表示・設置の必要性

事業所などの敷地が禁止地域内・禁止地域から 500m以内に所在し、かつ、主要な道路(道路法第3条の道路をいう。以下同じ。)に接していないこと。

② 表示・設置の場所

主要な道路と当該主要な道路から事業所などに至る進入路・脇道(主要な道路以外の道路に限る。)との交差点から前後100m以内の場所であること。

③ 表示面積

3 ㎡以下であること。ただし、集合板については、1 件につき 2 ㎡を加算することができるものとし、この場合にあっては、21 ㎡を限度とする。

4) 高さ

 $3 \, \text{m以下であること}$ 。ただし、集合板については、 $1 \, \text{件につき 0.5m}$ を加算することができるものとし、この場合にあっては、 $7.5 \, \text{m}$ を限度とする。

⑤ 表示・設置数

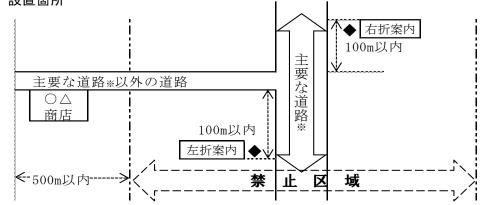
分岐点1箇所につき、2個以内であること。

⑥ 表示内容

名称・所在地・方向・距離・略図・方向を示す記号など、事業所などへの案内誘導のため に必要な最小限の表示であること。

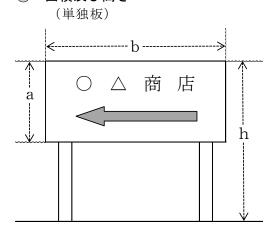
案内誘導広告の設置例



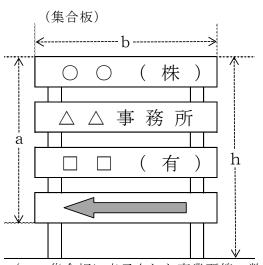


※主要な道路:一般国道、都道府県道、市町村道

② 面積及び高さ



- ■面積(a × b) ≤ 3 m²
- ■高さ(h) ≦ 3 m



(c:集合板に表示された事業所等の数)

- ■面積(a × b) ≦ 3 m²+(c 1) × 2 m² ≦ 21 m² ※当該例では7 m²以内となる。
- ■高さ(h) \leq 3 m + (c 1) × 0.5m \leq 7.5m \otimes % 当該例では4 m以内となる。

許可手数料

許可手数料については、許可申請を行う各機関にお問合せください(P27,28参照)。

※ 政治資金規正法第6条の規定による届出をした政党その他の政治団体が許可を受ける場合は、手数料を徴収しません。

許可期間

種別	許可期間
はり紙 (これに類するもの)、立看板、広告幕 (これに類するもの)、気球広告	1月以内
はり札	1年以内
上記以外	3年以内

設置者・管理者の義務

1 管理義務

広告物の設置者等は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

2 点検義務

広告物の設置者等は、表示・設置する広告物の点検を行わなければなりません。 また、許可物件の点検は、一定の要件を満たす者(P11参照)が行い、許可申請時等 にその結果を報告しなければなりません。

3 除却義務

広告物を表示・設置する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は経過措置による期間が満了したときは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

また、当該広告物が許可を受けたものである場合は、その旨を管轄の機関へ届け出なければなりません。

4 許可の表示

許可を受けた広告物については、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される許可の証票は必ず貼り付けてください。

広告物の種類によっては、許可の押印又は打刻印になります。

5 管理者等の届出

許可を受けた広告物について、次の場合には遅滞なくその旨を管轄の機関へ届け出なければなりません。

- (1) 管理する者を置いたとき (許可を受けた広告物は必ず管理者を置かなければなりません)
- (2) 表示者、設置者又は管理者に変更があった場合、
- (3) 広告物が滅失した場合
- (4) 表示者、設置者又は管理者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

違反広告物に対する措置

1 措置命令

違反広告物については、その表示者、設置者又は管理者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置が命ぜられることがあります。

また、当該広告物の表示者等が確知できない場合は、略式代執行により除却できること となっています。

2 許可の取消

許可を受けた者が、許可に付けられた条件に違反したとき、変更等の許可を受けないで変更又は改造したとき、措置命令に違反したとき又は虚偽・不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができます。

3 除却命令

違反広告物については、その広告物の除却を命ずることができます。

また、違反広告物のうち、「はり紙」、「はり札」、「立看板」については、簡易の除 却措置が認められています。

4 罰 則

条例に違反した場合には、罰金に処せられることがあります。

また、違反を繰り返す屋外広告業者は、業務停止命令等の行政処分を受けることがあります。

屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業を いいます。

すなわち、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業です。

この場合、元請け・下請け、本業・副業の別は問いませんが、広告物の表示等の工事を 請け負わない印刷業等は該当しません。

屋外広告業の登録

1 登録が必要な方

山口県の区域内(下関市を除く)で屋外広告業を営もうとする個人又は法人は、山口県 知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を業として 請け負う(元請け、下請け等を問いません)場合は、本業でなくても知事の登録を受け る必要があります。

2 有効期間

登録の有効期間は5年間です。有効期間の満了後、引き続き屋外広告業を営むときは、 更新の手続が必要となります。

3 手数料

屋外広告業登録手数料は1万円です(更新も同じ。)。

4 登録申請書の記載事項

- (1) 商号及び氏名並びに住所(法人にあっては、名称及び所在地)
- (2) 山口県の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとに選任された業務主任者の氏名
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役等)の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

5 変更の届出

登録の記載事項に変更があったときは、変更のあった日から 30 日以内に届出が必要となります。

登録の拒否

登録申請者が次の登録拒否事項に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否します。

【登録の拒否要件】

- (1) 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 法人が登録を取り消された場合において、その処分のあった目前30日以内にその 役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員)が(1)~(4)のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに(1)~(4)のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

業務主任者の設置

屋外広告業者は、営業所ごとに、次の要件を満たした業務主任者を設置しなければなりません。

【業務主任者の要件】

- (1) 都道府県、政令市、中核市が開催する屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (2) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が屋外広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告士)
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練において広告美術科又は広告美術仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

登録の取消し、営業の停止

屋外広告業の登録を受けた者が次の要件のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

【登録の取消し、営業停止の要件】

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否要件に該当するとき
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

標識の掲示及び帳簿の備付け

屋外広告業の登録を受けた者は、「屋外広告業登録標識」(規則第 17 号様式)を作成し、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

また、営業所ごとに下記の事項を契約ごとに記載した帳簿を備え付け、各事業年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

【帳簿の記載事項】

- (1) 注文者の商号、氏名及び住所
- (2) 広告物又は掲出物件の設置の場所
- (3) 広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物又は掲出物件の設置の年月日
- (5) 請負金額

屋外広告業者登録簿等

登録済業者の登録事項については、「屋外広告業者登録簿」により公表します。

また、営業の停止等の処分を受けた場合は、業者名及び処分の内容等を「屋外広告業者監督処分簿」により公表します。

閲覧所は、山口県土木建築部都市計画課内となります。

罰則の適用

県知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるなど刑事罰の適用があります。

申請・届出

次のような場合には申請又は届出が必要です。

区 分	様式	提出先
1 広告物の許可を受けようとする場合	屋外広告物許可申請書	当該屋外広告物の所在地の市町
2 許可の更新の場合	屋外広告物許可更新申請書	() () II
3 許可広告物の変更・改造を行おうと する場合	変更 屋外広告物 許可申請書 改造	
4 許可を受けた広告物の表示者・設置 者・管理者を設置・変更した場合	表示者 設置 屋外広告物 設置者 届 管理者 変更	
5 許可を受けた広告物が滅失した場合	屋外広告物滅失届	
6 許可を受けた広告物の表示者・設置 者・管理者の氏名・名称・住所に変 更があった場合	表示者 氏名 屋外広告物 設置者の名称変更届 管理者 住所	
7 屋外広告業を営もうとする場合	登録 屋外広告業 申請書 更新登録	申請者が県内(下関市を除く)で屋外広告業を営
8 登録事項を変更した場合	屋外広告業登録事項変更届	む主たる営業所を所管す る土木建築事務所
9 屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業廃業等届	

屋外広告物担当窓口

屋外広告物の許可等に関する事務は、次の市役所(町役場)で行っています。

名 称	所 在 地	電話	管轄区域
宇部市役所	〒755-8601	0836	宇部市
都市計画・住宅課	宇部市常盤町1丁目7-1	34-8464	
山口市役所	〒753−8650	083	中口市
都市計画課	山口市亀山町 2-1	934-2839	
防府市役所	〒747-8501	0835	防府市
都市計画課	防府市寿町 7-1	25-2153	
下松市役所	〒744−8585	0833	下松市
都市整備課	下松市大手町3丁目3-3	45-1861	
岩国市役所	〒740−8585	0827	岩国市
公園景観課	山口県岩国市今津町1丁目14-51	29-5162	
光市役所	〒743-8501	0833	光市
都市政策課	光市中央6丁目1-1	72-1568	
長門市役所	〒759−4192	0837	長門市
都市建設課	長門市東深川 1339-2	23-1152	
柳井市役所	〒742-8714	0820	柳井市
都市計画・建築課	柳井市南町1丁目10-2	22-2111	
美祢市役所	〒759−2292	0837	美祢市
建設課	美祢市大嶺町東分 326-1	52-5221	
周南市役所	〒745-8655	0834	周南市
都市政策課	周南市岐山通 1-1	22-8427	
山陽小野田市役所	〒756-8601	0836	山陽小野田市
都市計画課	山陽小野田市日の出1丁目1-1	82-1163	

周防大島町役場	〒742-2301	0820	周防大島町
建設課	大島郡周防大島町大字久賀 5134	79-1005	
和木町役場	〒740−8501	0827	和木町
都市建設課	玖珂郡和木町和木 1 丁目 1-1	52-2197	
上関町役場	〒742−1402	0820	上関町
総合企画課	熊毛郡上関町大字長島 503	62-0316	
田布施町役場	〒742−1592	0820	田布施町
建設課	熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1	52-5807	
平生町役場	〒742-1195	0820	平生町
建設課	熊毛郡平生町大字平生町 210-1	56-7118	
阿武町役場	〒759-3622	08388	阿武町
土木建築課	阿武郡阿武町大字奈古 2636	2-3112	

[※]下関市及び萩市については、市独自の規制を行っています。詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

- 〇下関市役所都市計画課(083-231-1225)
- 〇萩市役所都市計画課 (0838-25-3647)

屋外広告業担当窓口

屋外広告業の登録に関する事務は、次の土木建築事務所又は支所で行っています。詳しくは各土木建築 事務所にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話	管 轄 区 域
岩国土木建築事務所	〒740-0016	0827	岩国市、和木町
	岩国市三笠町1丁目1-1	29-1542	
柳井土木建築事務所	〒742-0031	0820	柳井市、周防大島町
	柳井市南町3丁目9-3	22-0422	上関町、田布施町、 平生町
周南土木建築事務所	〒754-0004	0834 33-6473	下松市、光市
	周南市毛利町 2-38		周南市
防府土木建築事務所	〒747-0801	0835	防府市
	防府市駅南町 13-40	22-3486	
防府土木建築事務所	〒753-0064	083	山口市
山口支所	山口市神田町 6-10	922-2797	
宇部土木建築事務所	〒755-0033	0836 21-7126	宇部市
	宇部市琴芝町1丁目1-50	21-/120	山陽小野田市
宇部土木建築事務所	〒759-2212	0837	美祢市
美祢支所	美祢市大嶺町東分沖田 3449-5	52-1105	
下関土木建築事務所	〒751-0823	083	下関市
	下関市貴船町3丁目2-1	223-7103	
長門土木建築事務所	〒759-4101	0837	長門市
	長門市東深川 1875-1	22-5316	
萩土木建築事務所	〒758-0041	0838	萩市、阿武町
	萩市江向河添沖田 531-1	22-0045	

[※]下関市の区域内で屋外広告業を営む場合は、下関市の登録が必要です。詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

〇下関市役所都市計画課(083-231-1225)